

東京都北区子ども・子育て会議傍聴規程

(目的)

第1条 この規程は、東京都北区子ども・子育て会議条例（平成25年7月1日東京都北区条例第39号）第10条に基づき、子ども・子育て会議運営規程（平成25年7月18日東京都北区子ども・子育て会議決定）第2条に規定する会議の傍聴に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、5人とし、先着順で受け付けるものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、当該定員を変更することができる。

(傍聴の方法)

第3条 会議を傍聴する者は、傍聴人受付票または会長が指定する方法で所要事項を記入のうえ、係員の指示に従い入場し、所定の位置で傍聴しなければならない。

2 会議が、映像と音声の送受信により当該構成員の状態を認識しながら通話をすることができる機能を利用する方法により開催（以下「オンライン会議」という。）される場合は、会長が指定する方法で、係員の指示に従い傍聴しなければならない。

3 会議がオンライン会議により開催される場合において、第4条第1項本文及び第3号、第5条本文、第1号及び第2号並びに第8条第1項第1号中「会議」とあるのは、「オンライン会議」と読み替えるものとする。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号の一に該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 銃器、棒その他人に危害を加え、または迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 前二号に掲げるもののほか、会議を妨害し、または人に迷惑を及ぼすおそれがあると会長が認めた者

2 会長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第1号に規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 会長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 会議を傍聴する者は、会長の指示に従い静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) みだりに所定の位置を離れる等会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) 写真等を撮影し、又は議事を録音しないこと。ただし、あらかじめ会長の許可を得た場合はこの限りでない。
- (4) 前三号に掲げるもののほか、会長が指定した行為。

(係員の指示)

第6条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第7条 傍聴人がこの規程に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、次に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- (1) 会長が会議を非公開にすることを宣告し、傍聴人の退場を命じたとき。
- (2) 前条の規定により、会長が退場を命じたとき。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

- 1 この規程は、令和3年7月12日から施行する。